

# 建築学科総合コース履修について

九州産業大学建築都市工学部建築学科

## 目 次

1. 建築学科総合コースについて	1
2. 日本技術者教育認定制度	1
2.1 日本技術者教育認定制度とは	1
2.2 日本技術者教育認定基準	1
2.3 学習・教育到達目標の設定と公開	1
2.4 教育手段	2
3. プログラムの概要	3
3.1 学習・教育到達目標	3
3.2 カリキュラムとシラバス	4
4. 学習・教育到達目標達成度評価について	6
4.1 学習・教育到達目標達成度評価の方法と基準	6
4.2 学習・教育到達目標の達成度の自己点検	6
5. プログラム履修のための登録手続など	6
5.1 履修登録の手続	6
5.2 コース変更の手続	6
資料1 九州産業大学建築都市工学部建築学科総合コース履修要領	8
資料2 九州産業大学建築都市工学部建築学科総合コース履修者登録願	10
資料3 九州産業大学建築都市工学部建築学科総合コース履修者登録変更願	11

## 1. 建築学科総合コースについて

建築学科では、3年次から建築学科基本コース(以下、基本コースという。)と建築学科総合コース(以下、総合コースという。)の二つのコースに分かれます。両コースとも履修については、九州産業大学建築都市工学部授業科目履修規程に従わなければなりません。総合コースでは、さらに九州産業大学建築都市工学部建築学科総合コース履修要領(以下、総合コース履修要領という。)にも従わなければなりません。なお、巻末に「資料1 総合コース履修要領」を掲載しています。

総合コースは、平成21年5月に日本技術者教育認定機構(JABEE: *Japan Accreditation Board for Engineering Education* / 設立1999年11月19日)により「認定」を受けました。これにより本学科の授業内容や成績評価方法などを含む技術者教育プログラムが社会の要求水準を満たしていることを第三者に認められたこととなります。

プログラム名などは、以下のとおりです。

(1) 高等教育機関名及びその英語表記:九州産業大学 建築都市工学部 建築学科

*Department of Architecture Faculty of Architecture and Civil Engineering Kyushu Sangyo University*

(2) プログラム名:建築学科総合コース

(3) *Program Title*(プログラムの専門分野英語表記):*Architecture and Building Engineering*

(4) 学位名:学士(工学)

以下、日本技術者教育認定制度および総合コースの教育プログラムについて説明します。

## 2. 日本技術者教育認定制度

### 2.1 日本技術者教育認定制度とは

日本技術者教育認定制度とは、大学など高等教育機関で実施されている技術者教育プログラムが、社会の要求水準を満たしているかどうかを外部機関が公平に評価し、要求水準を満たしている教育プログラムを認定する専門認定 (*Professional Accreditation*) 制度です。その認定を行うのが、日本技術者教育認定機構(JABEE)という非政府団体です。この組織が、技術系学協会と密接に連携しながら技術者教育プログラムの審査・認定を行います。

なお、日本技術者教育認定制度についての詳細は日本技術者教育認定機構のホームページの技術者教育認定制度とは(URL: [http://www.jabee.org/about\\_jabee/accreditation\\_system/](http://www.jabee.org/about_jabee/accreditation_system/))を参照してください。

### 2.2 日本技術者教育認定基準

JABEEは、教育プログラムを認定するために、以下の4つの基準を設けています。これらすべてを満たせば、認定を受けることができるわけです。

基準1:学習・教育到達目標の設定と公開

基準2:教育手段

基準3:学習・教育到達目標の達成

基準4:教育改善

なお、基準1から4の詳細については上記のホームページを参照してください。

ここでは、基準1の学習・教育到達目標の設定と公開、基準2の教育手段は、学生にとって特に重要ですので、これらについて、以下に詳しく説明します。

### 2.3 学習・教育到達目標の設定と公開

基準1では、以下の(1)~(2)を求めています。

(1) プログラムが育成しようとする自立した技術者像が定められていること。この技術者像は、プログラムの伝統、資源及び修了生の活躍分野等が考慮されたものであり、社会の要求や学生の要望にも配慮されたものであること。さらに、その技術者像が広く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。

(2) プログラムが育成しようとする自立した技術者像に照らして、プログラム修了時点の修了生が確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標が設定されていること。この学習・教育到達目標は、下記の(a)～(i)の各内容を具体化したものであり、かつ、その水準も含めて設定されていること。さらに、この学習・教育到達目標が広く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。学習・教育到達目標を設定する際には、(a)～(i)に関して個別基準に定める事項が考慮されていること。

- (a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
- (b) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に対して負っている責任に関する理解
- (c) 数学及び自然科学に関する知識とそれらを活用する能力
- (d) 当該分野において必要とされる専門的知識とそれらを活用する能力
- (e) 種々の科学、技術及び情報を活用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
- (f) 論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力
- (g) 自主的、継続的に学習する能力
- (h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力
- (i) チームで仕事をするための能力

(2)の個別基準に定める事項として、エンジニアリング系学士課程プログラムにおける共通の勘案事項に加えて、当該分野の『専門的知識とそれらを活用する能力』(水準を含む)として、「UNESCO-UIA 建築教育憲章」が求める教育目標、及び実践能力・理解力・知識、及び実務経験などを含むプログラムが設定され、公開されていることが求められています。本プログラムの学習・教育到達目標は、勘案事項や建築教育憲章への対応も考慮して設定しています。ここで、UNESCOとは国際連合教育科学文化機関、UIAとは国際建築家連合です。

## 2.4 教育手段

基準 2 は「2.1 教育課程の設計」、「2.2 学習・教育の実施」、「2.3 教育組織」、「2.4 入学、学生受け入れ及び異動の方法」および「2.5 教育環境・学生支援」からなっています。ここでは、学生にとって重要な 2.1 と 2.2 について示します。

基準 2 の「2.1 教育課程の設計」では、以下の(1)～(2)を求めています。

- (1) 学生がプログラムの学習・教育到達目標を達成できるように、教育課程(カリキュラム)が設計され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。また、カリキュラムでは、各科目とプログラムの学習・教育到達目標との対応関係が明確に示されていること。なお、標準修了年限及び教育内容については、個別基準に定める事項を満たすこと。
- (2) カリキュラムの設計に基づいて、科目の授業計画書(シラバス)が作成され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。シラバスでは、それぞれの科目ごとに、カリキュラム中での位置付けが明らかにされ、その科目の教育内容・方法、到達目標、成績の評価方法・評価基準が示されていること。また、シラバスあるいはその関連文書によって、授業時間が示されていること。

(1)の個別基準に定める事項として、カリキュラムは、4年間にわたる学習・教育で構成され、当該分野にふさわしい数学、自然科学及び科学技術に関する内容が全体の 60%以上であることを求めています。また、当該分野にふさわしい『数学、自然科学及び科学技術に関する内容』として、関連する実務の国家資格である「一級建築士」の受験資格要件を満たす科目を開設することを求めています。

一級建築士の受験資格は、国土交通大臣が指定する建築に関する科目(指定科目)を修めて卒業後、所定の実務経験を経て得ることができます。本学科では、公益財団法人・建築技術教育普及センターに設置された「建築士試験指定科目確認審査委員会」において、専門科目のうち、必修科目 50 単位、選択科目 30 単位が指定科目の確認を受けています。卒業要件である専門科目 104 単位(必修科目 80 単位、選択科目 24 単位)を修得すれば、最短の 2 年間の実務経験で受験資格を得ることができます。また、専門科目 104 単位は、建築分野にふさわしい数学、自然科学及び科学技術に関する内容に該当し、卒業に必要な総単位数 124 単位に対して 84%に当たります。

基準2の「2.2 学習・教育の実施」では、以下の(1)～(3)を求めています。

- (1) シラバスに基づいて教育が行われていること。
- (2) 学生の主体的な学習を促し、十分な自己学習時間を確保するための取り組みが行われていること。
- (3) 学生自身にもプログラムの学習・教育到達目標に対する自分自身の達成状況を継続的に点検させ、それを学習に反映させていること。

### 3. プログラムの概要

#### 3.1 学習・教育到達目標

建築学および建築関連分野を取り巻く情勢の変容には著しいものがあります。本学建築学科はこれまで築いてきた歴史・伝統に照らしつつ、変化に対応できる能力・資質を有する人材を養成する必要があります。また、建築学は他の工学分野に比べて人間との係りが非常に強いと言えます。従って、幅広い教養と高い倫理観に裏打ちされた専門知識を社会の多様な要請に沿って柔軟に発揮しうる技術者の育成を行う必要があります。

すなわち、総合コースでは、工学における一般的素養をベースに広範な領域を含む建築学に関する幅広い専門的知識、多様な人間社会において安全で美しく快適な人間活動の器としての建築や都市を経済性をも考慮しながら計画し、設計し、築き、運営することができる基礎能力に加えて、建築設計・計画・意匠、建築構造、建築環境・設備、都市・地域計画、建築材料・構法などに関するより高度な専門的知識と技術およびそれを実務に適用し得る能力を育成するために、以下の学習・教育到達目標を設定しています。

##### (A) 多様な価値観の理解能力

グローバル化した現代文明を踏まえながらも人間性および人類がもつ多様な価値観について理解を深め、国際的な環境の中で働く技術者として適切な意思決定と行動ができる幅広い世界観・歴史観を涵養し、平和的に技術活動ができる能力を育成する。

##### (B) 技術者としての倫理観の自覚

科学・技術の利用が社会および自然に及ぼす影響・効果を総合的に予見しながら資源を経済的かつ有効に活用し、人類の安全と利益および地球社会の持続的発展に貢献できる能力を育成する。

##### (C) 建築学に関する工学基礎の知識・応用能力

建築学の工学的な基礎となる数学、自然科学、情報技術の基本的知識を修得し、これを様々な工学的問題に適用する能力、また、ワードプロセッサ、表計算ソフトなどのツールを活用して、効果的な情報処理を行う能力を育成する。

##### (D) 建築に関する基礎的で包括的な専門知識

建築設計を含む建築技術全般にわたる包括的な学習であり、建築設計・計画、建築構造、建築環境・設備、建築生産、建築CAD、その他にわたる幅広い教育を行って、将来の多様な技術者教育への基礎、より専門性のある分野へ継続し得るような基礎的な能力を育成する。

##### (E) 建築に関する高度な専門知識・応用能力

①建築・都市計画、建築歴史・意匠、建築設計に関する知識や技能、②建築環境、建築設備に関する知識、③建築構造、構造力学、耐震工学、建築防災、建築基礎、建築材料、建築生産に関する専門的な知識を涵養し、専門外の分野と協力してそれぞれの知識・技術を応用する能力を育成する。

##### (F) デザインする能力

社会の要求に応えるべく建築の専門技術に関する知識・技能を総合して問題解決に努め、創造的、保全的に、構造的健全性を確保して建築およびその環境を設計し、その内容を図面上に表現して伝達する能力を育成する。

##### (G) コミュニケーション能力

建築に関する調査・研究の内容を日本語で論理的に記述し、口頭で発表し、討論する能力、多様なメディアを用いて効果的な情報交換を行う能力、および外国語による基礎的な国際コミュニケーションを行う能力を育成する。

**(H) 継続的な自己啓発・研鑽の能力**

自己の能力を正しく認識し、建築に対する社会の要求の変化に柔軟に対応するため、生涯にわたって自ら新しい知識を学習する永続的な自己啓発の能力を育成する。

**(I) 計画的な遂行能力**

与えられた建築的課題に対し、限られた資源を有効に利用した実行可能な計画を立て、これを着実に遂行するための能力を育成する。

表 1 に総合コースの学習・教育到達目標と基準 1(2)との対応を示します。

表 1 学習・教育到達目標と基準 1(2)の(a)~(i)との対応

学習・教育 到達目標	基準 1(2)の 知識・能力			(d)		(e) デザ イン 能力	(f) コミュ ニケ ーショ ン能力	(g) 継続 的学 習能 力	(h) まとめ る能 力	(i) チーム で仕事 をする ための 能力
	(a) 地球 的視 点	(b) 技術 者倫 理	(c) 自然 科学 情報	(1) 専門 知識	(2) 応用 能力					
(A)多用価値観の理解能力	◎						○			
(B)技術者としての倫理観の自覚		◎						○		
(C)建築学に関する工学基礎の知識・応用能力	○		◎							
(D)建築に関する基礎的で包括的な専門知識				◎				○	○	
(E)建築に関する高度な専門知識・応用能力		○			◎	○	○	○	○	
(F)デザインする能力					○	◎				
(G)コミュニケーション能力	○						◎			○
(H)継続的な自己啓発・研鑽の能力		○						◎		◎
(I)計画的な遂行能力					○				◎	○

**3.2 カリキュラムとシラバス**

表 2 に総合コースの学習・教育到達目標と授業科目の年次配当を示します。

表2 学習・教育到達目標と授業科目の年次配当

学習・教育到達目標	授業科目名							
	1年		2年		3年		4年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
A 多様な価値観の理解能力	基礎教育科目 6科目以上							
B 技術者としての倫理観の自覚					* 技術者倫理 (□インターンシップ)	* 建築法規		
C 建築に関する工学基礎の知識・ 応用能力	* 基礎数学 * 基礎物理 * 情報処理入門	* 建築数学Ⅰ * 物理 * 物理演習	* 建築数学Ⅱ					
D 基礎的な 包括的な 専門知識	建築設計演習	* 建築製図実習	* 住宅設計基礎実習 * 建築CAD演習	* 住宅設計	( * 居住環境設計)	( * 建築デザイン製図)		
	建築設計・計画	* 住宅計画		* 施設計画	* 都市計画			
	建築歴史・意匠	* 日本建築史	* 西洋建築史					
	建築環境・設備	* 熱環境計画 * 建築力学入門	* 空気環境計画 * 建築力学Ⅰ	* 建築設備計画 * 建築力学Ⅱ	* 鉄骨構造			
	建築構造		□ 建築力学Ⅰ演習	* 建築力学Ⅱ演習 * 鉄筋コンクリート構造 * 防災工学				
	建築生産	* 建築構法	* 建築材料Ⅰ	* 建築材料Ⅱ		* 建築施工Ⅰ		
E 高度な 専門知識・ 応用能力	共通				□ インターンシップ		* 卒業研究	* 卒業研究
	建築設計・計画			□ 建築デザイン	□ 都市デザイン			
	建築歴史・意匠					□ 近代建築史		
	建築環境・設備			□ 建築音響計画	□ 建築環境工学演習 □ 建築設備設計	(□ 建築環境工学実験)		
	建築構造				□ 構造設計法 □ 地震工学	□ 建築基礎構造 (□ 材料構造実験)		
	建築生産					□ 建築施工Ⅱ		
F デザインする能力	□ 建築造形演習	( * 建築製図実習)	( * 住宅設計基礎実習)	( * 住宅設計)	* 居住環境設計 (□ 建築設備設計) (□ 構造設計法)	* 建築デザイン製図	( * 卒業研究)	( * 卒業研究)
G コミュニケーション能力	英語8科目以上							
H 継続的な自己啓発・研鑽能力	* * 基礎ゼミナール	* 建築都市入門	* 建築学汎論Ⅰ	* 建築学汎論Ⅱ	* 建築学特論Ⅰ ( * 技術者倫理) (□ インターンシップ)	* 建築学特論Ⅱ	( * 卒業研究)	( * 卒業研究)
I 計画的な遂行能力						□ 材料構造実験 □ 建築環境工学実験	( * 卒業研究)	( * 卒業研究)
			( * 住宅設計基礎実習)	( * 住宅設計)	( * 居住環境設計)	( * 建築デザイン製図)		

\* : 必修科目    \* \* : 履修要領による必修科目    □ : 選択科目

注: 括弧を付した科目はそれぞれの学習・教育目標への2次的な寄与を示す。

## 4. 学習・教育到達目標達成度評価について

### 4.1 学習・教育到達目標達成度評価の方法と基準

各授業科目の教育の内容・方法、到達目標、成績の評価方法・評価基準および授業時間についてはシラバスに記載されています。

また、学習・教育到達目標の各項目に対する達成度の総合的評価方法・評価基準は、表 3 に示す通りです。

### 4.2 学習・教育到達目標の達成度の自己点検

総合コースの履修では、学習・教育到達目標の達成度を継続的に点検することが重要です。成績原簿をもとに、「学習・教育到達目標達成度チェックシート」を使用して、学習・教育到達目標達成度を半期ごとに自己点検してください。

## 5. 本プログラム履修のための登録手続など

### 5.1 履修登録の手続

総合コースの履修を希望する場合は、2 年次終了時点で、次の要件を満たす必要があります。

- 1) 1 年次及び 2 年次に配当されている「専門必修科目」のうち、基礎数学及び基礎物理を含む 52 単位以上を修得していること
  - 2) 学則第 15 条別表第 10（以下「別表第 10」という。）に定める卒業要件のうち、「基礎教育科目」について、基礎ゼミナールを含む 12 単位以上を修得していること
  - 3) 別表第 10 に定める卒業要件のうち、「外国語科目」について、英語 8 単位以上を修得していること
- 以上の要件を満たしていることを確認した後、所定の期日までに、「資料 2 九州産業大学建築都市工学部建築学科総合コース履修者登録願」を提出することにより、登録を行います。

### 5.2 卒業研究着手要件と修了要件

#### (1) 卒業研究着手要件

総合コース履修者が卒業研究に着手するためには、3 年次終了時点で、次の要件を満たす必要があります。

- 1) 九州産業大学建築都市工学部授業科目履修規程第 14 条 6 項 1 号に定める卒業研究着手要件を満たしていること
  - 2) 建築学特論Ⅰ、建築学特論Ⅱの単位を修得していること
  - 3) 技術英語の単位を修得していること
  - 4) 別表に定める選択科目のうち 20 単位以上を修得していること
- 3 年次終了時点で、以上の要件を満たしていることを確認してください。（別表は 9 頁を参照）

#### (2) 修了要件

総合コースを修了するには、卒業研究の単位を修得し、別表第 10 に定める卒業に必要な 124 単位以上を修得しなければなりません。修了要件を満たしていることを、達成度チェックシートを使用して確認してください。

### 5.3 コース変更の手続

総合コースから基本コースへの変更を希望する者は、各年度始めの所定の期日までに、「資料 3 九州産業大学建築都市工学部建築学科総合コース履修者登録変更願」を提出することにより、コース変更をすることができます。総合コースから基本コースへ変更した場合は、総合コースに再登録することはできません。

表 3 総合コースにおける学習・教育到達目標の各項目に対する達成度の総合的評価方法・評価基準

学習・教育到達目標	総合的評価方法	総合的評価基準
(A)多様な価値観の理解能力	基礎教育科目の単位取得状況をもって評価を行う。	基礎教育科目を 12 単位以上取得した場合に、当該学習・教育到達目標を達成したとみなす。
(B)技術者としての倫理観の自覚	専門必修科目及び専門選択科目の単位取得状況をもって評価を行う。	専門必修科目のうち技術者倫理、建築法規の単位を取得した場合に、当該学習・教育到達目標を最低限、達成をしたとみなす。
(C)建築学に関する工学基礎の知識・応用能力	専門必修科目の単位取得状況をもって評価を行う。	専門必修科目のうち基礎数学、基礎物理、情報処理入門、建築数学Ⅰ・Ⅱ、物理、物理演習の単位を取得した場合に、当該学習・教育到達目標を達成したとみなす。
(D)建築に関する基礎的で包括的な専門知識	専門必修科目及び専門選択科目の単位取得状況をもって評価を行う。	専門必修科目のうち、共通科目を除く 48 単位を取得した場合に当該学習・教育到達目標を最低限、達成をしたとみなす。専門選択科目のうち建築力学Ⅰ演習および建築力学Ⅱ演習の単位を取得することが望ましい。
(E)建築に関する高度な専門知識・応用能力	専門必修科目及び専門選択科目の単位取得状況をもって評価を行う。	卒業研究の単位、専門選択科目のうち建築デザイン、建築音響計画、インターンシップ、都市デザイン、建築環境工学演習、建築設備設計、構造設計法、地震工学、近代建築史、建築環境工学実験、建築基礎構造、材料構造実験、建築施工Ⅱから 16 単位以上を取得した場合に、当該学習・教育到達目標を最低限、達成をしたとみなす。
(F)デザインする能力	専門必修科目及び専門選択科目の単位取得状況をもって評価を行う。	建築製図実習、住宅設計基礎演習、住宅設計、居住環境設計、建築デザイン製図、卒業研究の単位を取得した場合に、当該学習・教育到達目標を最低限、達成をしたとみなす。
(G)コミュニケーション能力	外国語科目、専門必修科目及び専門選択科目の単位取得状況をもって評価を行う。	英語 8 単位以上、技術英語、卒業研究の単位を取得した場合に、当該学習・教育到達目標を達成したとみなす。
(H)継続的な自己啓発・研鑽の能力	基礎教育科目及び専門必修科目の単位取得状況をもって評価を行う。	基礎ゼミナール、建築都市入門、建築汎論Ⅰ・Ⅱ、建築学特論Ⅰ・Ⅱ、技術者倫理、卒業研究の単位を取得した場合に、当該学習・教育到達目標を達成したとみなす。
(I)計画的な遂行能力	専門必修科目及び専門選択科目の単位取得状況をもって評価を行う。	住宅設計基礎演習、住宅設計、居住環境設計、建築デザイン製図、卒業研究の単位を取得した場合に、当該学習・教育到達目標を達成したとみなす。専門選択科目のうち材料構造実験または建築環境工学実験のいずれかの単位を取得することが望ましい。

## 資料 1 九州産業大学建築都市工学部建築学科総合コース履修要領

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、九州産業大学建築都市工学部授業科目履修規程（以下「履修規程」という。）

第 3 条第 2 項の規定に基づき、建築学科総合コース（以下「総合コース」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (登録)

第 2 条 総合コースを履修しようとする者は、2 年次終了時までには所定の登録願を提出しなければならない。

### (登録要件)

第 3 条 総合コースに登録するには、2 年次終了時までには、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 1 年次及び 2 年次に配当されている「専門必修科目」のうち、基礎数学及び基礎物理を含む 52 単位以上を修得していること
- (2) 学則第 15 条別表第 10（以下「別表第 10」という。）に定める卒業要件のうち、「基礎教育科目」について、基礎ゼミナールを含む 12 単位以上を修得していること
- (3) 別表第 10 に定める卒業要件のうち、「外国語科目」について、英語 8 単位以上を修得していること

### (卒業研究着手要件)

第 4 条 総合コースに登録した者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければ卒業研究を履修することができない。

- (1) 履修規程第 14 条第 6 項第 1 号に定める卒業研究着手要件を満たしていること
- (2) 建築学特論Ⅰ、建築学特論Ⅱの単位を修得していること
- (3) 技術英語の単位を修得していること
- (4) 別表に定める選択科目のうち 20 単位以上を修得していること

### (修了要件)

第 5 条 総合コースを修了するには、卒業研究の単位を修得し、別表第 10 に定める卒業に必要な 124 単位以上を修得しなければならない。

### (コースの変更)

第 6 条 総合コースから建築学科基本コース（以下「基本コース」という。）への変更を希望する者は、各年度始めの所定の期日までに願い出なければならない。

2 総合コースから基本コースへ変更した者は、総合コースに再登録することはできない。

### (編入学生等の登録要件)

第 7 条 建築学科 3 年次に編入学又は転学部・転学科した者が、総合コースに登録するには、既修得単位の読替認定科目及び単位数が、第 3 条の登録要件を満たし、学習の内容及び時間数が建築学科開講科目相当でなければならない。

### 附 則

この要領は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表

建築力学Ⅰ演習	建築力学Ⅱ演習	建築デザイン
建築音響計画	インターンシップ	都市デザイン
建築環境工学演習	建築設備設計	構造設計法
地震工学	近代建築史	建築環境工学実験
建築基礎構造	材料構造実験	建築施工Ⅱ

平成 年 月 日

九州産業大学建築都市工学部建築学科総合コース履修者登録願

九州産業大学建築都市工学部長殿

「九州産業大学建築都市工学部授業科目履修規程」、「九州産業大学建築都市工学部建築学科総合コース履修要領」、「履修ガイド」及び「建築学科総合コース履修について」の規程などを理解したうえで、建築学科総合コースの履修者として登録します。

九州産業大学建築都市工学部建築学科  
学籍番号  
氏名 印

平成 年 月 日

九州産業大学建築都市工学部建築学科総合コース履修者登録変更願

九州産業大学建築都市工学部長殿

九州産業大学建築都市工学部建築学科総合コース履修要領第7条の規定に基づき、下記の理由により、履修コースを、建築学科総合コースから建築学科基本コースに変更します。

記

変更理由

以上

九州産業大学建築都市工学部建築学科  
学籍番号  
氏名 印

---

作成日:2018年3月12日

連絡先:九州産業大学建築都市工学部建築学科

〒813-8503

福岡市東区松香台2丁目3番1号

TEL 092-673-5770

FAX 092-673-5094

---